

RoHS指令への取組みについて

当社は、製品からの有害物質排除を実施し、RoHS指令適合製品への切換えを2006年4月から順次進めています。
また、地球環境保全が地球全体のために最重要であると認識し、当社の企業活動の全ての領域において地球環境の保全と向上に誠意をもって配慮し、行動いたします。

RoHS指令適合状況に関するお問合せについて

個別の製品のRoHS指令への適合状況に関しましては、
最寄りの当社営業所、もしくは営業担当までお問合せください。

RoHS指令

EU加盟国内において施行されるRoHS指令に基づき、特定の化学物質の含まれた電子・電気機器を2006年7月1日以降上市することはできなくなります。
RoSH指令の該当品として、EUの定める下記10項目のカテゴリ - が参考にされていますがRoSH指令では医療用デバイスと監視および制御機器は対象外です。(2005年7月時点)

RoHS指令禁止物質 *1

特定有害物質	記号	最大許容値 (%)	主な用途
1 鉛(鉛およびその化合物)	Pb	0.1 (1000ppm)	はんだ、塗料、ゴム硬化剤
2 水銀(水銀およびその化合物)	Hg	0.1 (1000ppm)	水銀灯、防腐剤、顔料
3 カドミウム(カドミウムおよびその化合物)	Cd	0.01 (1000ppm)	接点材料、インキ、着色料
4 六価クロム(六価クロムおよびその化合物)	Cr6+	0.1 (1000ppm)	顔料、腐食防止、防錆
5 ポリ臭化ビフェニル類	PBB	0.1 (1000ppm)	樹脂の難燃剤
6 ポリ臭化ジフェニルエ - テル類	PBDE	0.1 (1000ppm)	同上

*1 ただし、RoSH指令除外項目については上記の判定基準外です。

EUの定めるカテゴリ -

1	大型家庭用電気製品	
2	小型家庭用電気製品	
3	ITおよび遠隔通信機器	
4	民生用機器	
5	照明装置	
6	電動工具(植え付け型の大型産業用工具を除く)	
7	玩具、レジャー - およびスポ - ツ機器	
8	医療用デバイス(すべての移植製品および感染した製品を除く)	RoHS指令対象外 *2
9	監視および制御機器	RoHS指令対象外 *2
10	自動販売機類	

*2 2005年7月時点